

自然を愛するみんなの交流紙

「自然の権利」

基金

vol.90

2021年10月1日



事件報告 天ヶ瀬ダム再開発事業・公金差止め訴訟の最終報告

事件報告 奄美嘉徳浜「自然の権利」訴訟

事件報告 核燃サイクル阻止1万人訴訟

利根川源流からエネルギー革命を！

マミー's' 日記

いのちはじゅんぐり

期日情報

●事務局より

事件報告 天ヶ瀬ダム再開発事業・公金差止め訴訟の最終報告

訴訟では、国営天ヶ瀬ダム再開発事業(天再事業)の治水・治水効果の不存在、環境破壊、安全性の欠如の違法性を理由として、京都府の事業負担金支出の差止め等を求めた。15年1月提訴（京都地裁）、20年3月1審敗訴、21年5月控訴審敗訴で上告せず確定した。

1 天再事業は、天ヶ瀬ダム湖左岸からダム下流の宇治川左岸までトンネル式放流設備を設置して、ダム設備全体の放流能力を840m³/秒から1,500m³/秒とし、琵琶湖から淀川河口までの洪水被害防止、京都府営水道の水源確保、関電の発電量の増加を目的とし、21年度完成（予定）までに、当初事業費の約2倍の費用を要している(約600億円)。

2 原告らは、①治水効果は、トンネル式放流路設備がなくても、現存する河川施設の効率的な操作、運用によって実現できる。②ダム上流部から1,500m³/秒の流量確保を前提としているが、ダム上流部にある鹿跳溪谷の地形による制約から計画流量が確保できないことから事業の有効性はない、③放流路施設には治水効果がなく、治水目的からみて必要性がない。④ダム関連施設・放流路施設は、周辺を含む地盤や地質等に照らして河川管理施設構造令に定める耐震性その他の安全性確保のための技術的基準を充足していない等の違法性を主張したが、1審、控訴審はいずれも否定し、ダムの安全性確保について正面から判断しなかった。

3 特に控訴審判決は、天ヶ瀬ダムの耐震性能照査が実施されていないこと、ダム周辺にメランジ堆積層等脆弱な地質・地層があること、ダムに必須とされている計測機器が稼働しなくなっていること等は認定した。しかるに、判決は、同構造令の原始附則2項の解釈により、天ヶ瀬ダムの計測機器の設置状況に不備があるとしても、同構造令が定める主要なダム性能規定は、天ヶ瀬ダムが「改築」（再開発事業は改築ではない）されるまでは適用されない。従って、直ちに、天ヶ瀬ダム現状について、その堤体及び基礎地盤並びに放流施設が、その安全性の欠如により、河川法に基づく河川管理施設としての機能、性状を有しないとまで認められないと判断した。

4 1950年代以降、多くのダムが建設され、すでに70年近くが経過し、一方では、今後30年以内に巨大地震が発生すると予測されている。この状況下において、ダム、道路等の施設の安全性については、その崩壊等の蓋然性立証をしなければ供用差止めが出来ないのか。本事例類似の施設の安全性欠如を問題とすべき案件は、全国各地に存在すると受け止めている。

(文・写真) 天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止事件弁護団
弁護士藤原猛爾 (大阪弁護士会所属)



著者顔写真

「自然の権利」応援団

大好評！今年も販売が始まります！

自然栽培米ササニシキ、ナキウサギカレンダー 2022、シュトーレンとお菓子のセットの案内です

環境と健康を考える J&M ナキウサギカレンダー 2022
「ササニシキ」



ベッカライヨナタンの
シュトーレン



※この写真は昨年販売されたシュトーレンです。今年は包装形態が変わります。詳しくはチラシをご覧ください。

期 日 情 報

応援をよろしくお願いいたします。

【核燃サイクル阻止】 青森地方裁判所

9月24日 14:00～ 口頭弁論
(高レベル裁判、再処理裁判ともに)

【第3次命の森やんばる訴訟】 那覇地方裁判所

10月12日 13:10～ 判決

【福井原発運転差止訴訟】 大津地方裁判所

9月17日 14:30～ 口頭弁論
12月 9日 一日 (予定)
2022年3月10日 一日 (予定)

【奄美嘉徳浜】 鹿児島地方裁判所

9月 7日 13:30～ 口頭弁論
11月12日 15:00～ 口頭弁論

【馬毛島】

・ボーリング調査工事(第1期調査工事の継続工事)
差止仮処分申立 (東京地方裁判所)

8月13日 仮処分申立

8月17日 裁判官面接

9月 8日 双方審尋 (予定)

・鹿児島地裁に対し、許可取消訴訟 提起予定

【有明】

・小長井・大浦漁業再生 [第2陣・第3陣]
(福岡高等裁判所)

10月15日 口頭弁論

・請求異議訴訟 (差戻審)

(福岡高等裁判所)

7月14日 進行協議 (非公開)

8月18日 進行協議 (非公開)

9月22日 13:30～ 進行協議 (非公開)

事件報告 奄美嘉徳浜「自然の権利」訴訟

1 はじめに

奄美大島の嘉徳浜は、ほぼ手つかずの自然が残された希少な砂浜で、嘉徳川と一体となり、浜にはウミガメの産卵地であり貴重な砂浜です。2014年10月、大型台風により、砂浜の背後地にある墓地の間際まで浜崖が生じた結果、砂丘の防災能力が低下しているとして、背後地の生命・財産を守る目的から護岸建設計画の話が持ち上がりました。しかし、この護岸建設計画には問題があり、十分な検討、分析がなされないままの計画でした。そこで、嘉徳浜の豊かな自然や生き物、そして自然の砂浜とともにある奄美の文化を守るために工事を止めようと、2019年3月27日に鹿児島県に対して住民訴訟を提訴しました。

そして、2021年9月7日、奄美嘉徳浜「自然の権利」訴訟の第14回目の裁判期日が行われ、3名の弁護士が出廷したうえで、知事への申し入れや記者会見を行いました。記者会見等で伝えた事実は下記の点です。

2 社会情勢等の大きな変化

(1) 地域住民の意識の変化

台風が到来した当初、地域住民は大きな不安を抱いており、「何らかの対策」が必要と考えていました。しかしながら、現在では、若い住民を中心に護岸反対の意見があり、かつ家族で嘉徳浜に訪れる方も多くなり、自然と共に生きるという意識に大きな変化が生じています。

(2) 砂丘の回復

2014年の台風以降、削られた砂丘が急速に回復しています。そして、2014年の台風前の状況にほぼ戻っている状況です。そのため、砂丘本来の防災能力を重視すべきではないか、護岸設置がむしろ有害であるという点により明白になっています。

(3) 世界自然遺産登録に伴い、嘉徳川をバッファゾーンに指定

2021年7月26日、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部および西表島」を新たに世界自然遺産に登録しました。その中で、IUCN（国際自然保護連合）は、UNESCOに提出した評価書の中で、日本政府が嘉徳川及び嘉徳海岸をバッファゾーン（「法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くこと」）とすることに言及しています、つまり、嘉徳川及び嘉徳海岸に特別な法的規制を求め、さらにIUCNは災害と自然保護との関係について「生態系を基盤とした減災、防災」(Eco-DRR)を追究しているのです。これは、構造物に頼る防災には限界があるという認識を前提に、自然地形を生かす防災を目指すことにあります。



記者会見の様子

(4) 具体的に護岸工事が始まろうとしていること

上記に、護岸構造物が不要であり、かつ嘉徳浜特有の自然地形を生かした海岸作りを行うことが必要であるという認識が強まっています。しかしながら他方で、これまで裁判の中で工事が止まっていましたが、県側は工事着工の入札を開始し、工事着工がより現実的に目の前に差し迫っているのです。

3 今回の記者会見及び裁判、今後について

そのため私たちは、再度現在の状況を踏まえたうえで、住民や専門家等を踏まえ、護岸設置を前提とした防災を考えるのではなく、嘉徳浜の自然や地形を生かし、自然との調和を図りながら防災の在り方を話し合うべきだと申し入れを行い、裁判でもこの点を訴え、かつ知事は県知事にも働きかけを行いました。

私達は限られた時間の中でも、あらゆる可能性を模索し、今後も強く訴える次第です。

皆様のご支援や想いが嘉徳浜を守ります。どうぞ応援のほど宜しくお願いします。

(文・写真) 奄美嘉徳浜訴訟弁護団
弁護士 西岡治紀(愛知県弁護士会)



嘉徳川

★メールアドレスのご登録のお願い★

当会では、今後、不定期ではありますが、会員さま宛にお知らせやお便りをメールでお送りさせていただきたいと思っております。そこで、メールアドレスをお持ちの方で登録がまだお済みでない方はぜひお知らせいただくと大変うれしく存じます。

また、基金通信のお届けも、PDFでのメール配信もしておりますので、ご希望の方は、恐れ入りますが、f-rn@green-justice.comまでご連絡よろしくお願い致します！！

事件報告 核燃サイクル阻止 1 万人訴訟

1. 核燃裁判で新たな訴訟を提起

前回の本件報告が昨年の10月でしたから、それから1年のうちに、六ヶ所核燃料サイクルを巡る状況は大きく動きました。

核燃4施設の六ヶ所立地が決まったのが1985年で、原告団は、青森地裁に許可取消の行政訴訟（旧訴）を提起し、現在は海外返還廃棄物（高レベルガラス固化体）一時貯蔵施設と再処理工場について裁判が続行中です。

この2つの裁判提起は今を遡る18、9年前のことでした。再処理工場の当初許可（指定）には耐震設計などに多くの疑問があり、チェックのやり直しが行われたため、裁判は大幅に遅れ、その間に、ご存知の福島第一原発事故（2011.3.11）が起きて、原発や核燃の安全審査指針の見直しが行われ、新設された原子力規制委員会が、日本原燃が新規制基準に沿って申請した上記2施設の事業変更許可申請を約6年半にわたる適合性審査を行った結果、2020年7月と8月に変更許可が出されました。

そこで原告団は2021年1月22日（再処理）と2月16日（高レベル）に許可取消訴訟（新訴）を提起しました。

争点は旧訴とほぼ重複していますが、新規制基準で脚光を浴びるようになった①「重大事故対策」や「火山噴火対策」（青森県には十和田カルデラ火山が大噴火を起こしています）②総事業費が14.3兆円もの巨費がかかる再処理事業の経済性（経理2021.1.22 青森地裁正門前の基礎）の存否③余剰プルトニウム問題（平和利用目的違反）④審査対象外ですが住民の避難計画（原子力防災）の不備などが、新しい争点として追加され、旧訴と新訴は併合審理されることになりました。

2. 変更許可後のハードル

当初計画より24年も本格稼働が遅れ、再処理破綻論が強まる中で、日本原燃は2022年上期の竣工を目指しています。そこにたどり着くには、いくつかの高いハードルを超えなければなりません。例えば、変更許可後の設計・工事方法の認可（設工認）を受け、工事が終わった段階で使用前検査の合格が待っています。

そこで、最近大きく取り上げられているのが、再処理工場の基準地震動（地震の揺れの強さ）700ガルに耐えられる耐震補強工事ができるかどうかという問題です。再処理工場は、かつて試運転で使用済燃料を再処理し、その過程で工場全体が放射能（線）で汚染され、特に高レベルに放射化された設備・機器（レッドセル化と呼ばれています）につき現場での点検・補修工事ができるか

という難題に直面しており、第1のハードルを超えることさえ困難な事態に追い込まれています。

仮に、竣工となっても、次のハードルは、有効安全な避難計画の策定であり、これができないと基本協定の締結（地元同意）ができず、本格稼働となりません。

原告団としては、被告国が画策する裁判の引き延ばしを許さず、早期結審、早期判決を追及していますが、遅くとも竣工前には許可取消の勝訴判決を勝ち取りたいと考えています。

3. 最終処分地拒否条例について

最後に、原告団は現在「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定の請願署名運動の一翼を担っています。青森県には現在高レベルガラス固化体を貯蔵する上記の2施設と使用済燃料を一時貯蔵する、むつ市のリサイクル燃料備蓄センターがあります。

これらは、いずれも貯蔵期間が取り決められているものの、高レベルの最終処分地は候補地すら、使用済燃料は計画すらありません。このままでは青森県がなし崩し的に最終処分地にさせられてしまいます。青森県を最終処分地にしない条例ができれば、高レベル廃棄物は行き場を失い、これ以上、再処理工場を動かしたり、原発を稼働することができなくなります。高レベル問題は青森県だけにとどまらず、全国的な課題です。ネット署名（<http://www.kenminnokai.shop/>）もできますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

（文・写真）核燃サイクル阻止 1 万人訴訟原告団

弁護士 浅石紘爾（青森県弁護士会）



2021.1.22 青森地裁前



事務局より



2021年最後の「自然の権利」通信をお届けします。

本年も多くの皆様に会員のご継続・ご寄付をお送りいただきました。振込手数料のご負担や、郵便局に向くお時間を割いていただき大変感謝しております。皆様の温かいご支援に、改めて心より御礼申し上げます。お一人ずつ毎回礼状を出せず申し訳ありません。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

また、ご継続を確認できていない皆様には、「ご継続のお願い」と「会費ご納入用の振込用紙」を同封させていただきました。今回は最後のおお願いとなります。何卒よろしくお願い致します。残念ながら、ご継続を希望されない場合は、お手数ですが、事務局までご一報いただけると幸いに存じます。

これからの季節、体調管理にはくれぐれもお気をつけてください。また来年もどうぞよろしくお願い申し上げます♪

利根川源流からエネルギー革命を！

建築家河合純男さんより再生可能エネルギーへの取り組みについてご紹介いただきます。

「無有の薪」がふるさと納税の返礼品として承認されたのは、3年前の18年11月14日でした。高額な返礼品や「ふるさと」とは何ら関係のない商品も出品されている状態に批判が高まっていた頃でした。

みなかみ町では、基本的には商工会か観光協会の加入者が扱う商品の中から返礼品が選ばれていました。どちらにも属さない弊社が運用変更後初の承認品となり、以降誰でも申請できるようになりました。

承認から19年5月までに40箱の販売がありました。19年6月から20年5月までの1年間では300箱になり、次の1年間では1,000箱超過の1,301箱の出荷となりました。しかも今年3月から1箱1,000円値上げしたにもかかわらず、です。

ちなみに値上げ分はすべて町の税収となっています。

注文先は、北海道から沖縄まで全国津々浦々からです。宛先がマンションなどもあるので薪ストーブ以外にも使われてるようです。

「無有の薪」は薪ストーブ用のほか備蓄用、キャンプファイヤー用に特化した薪セットも開発しました。コロナ禍が長引く中でも売れ行きは好調で、夏場の雇用にも一役買っています。

原本使用量は、地元での販売も含めるとで約150mになります。顧みられなかった里山が輝きを取り戻しつつあります。



良質な薪にするためには、日当たりと風通しの良い場所で乾燥させることが重要

(文・写真) 元みなかみ地域エネルギー推進協議会事務局長 河合純男



マミー's'日記



環境問題に関心のあるお母さんたちによるリレーエッセイです。

必要なこと大事なこと

映画音楽を中心に演奏するアマチュアオケに参加することにしました。

とはいえ東京に何度かだされた緊急事態宣言で、予定していた演奏会も2度ほど延期。月2回ほど細々と練習を続けて、今年7月ようやく開催の運びと。子どもたちに豊かな音楽をというコンセプトで、未就学児のお子さんも参加しての、楽しい演奏会となりました。音楽があってよかったなあ、としみじみ。

とはいえその後また緊急事態宣言、そのままオリンピック&パラリンピックに突入しました。ほとんど外出もできないので近くで開催されているという実感ありませんでしたが、ただ、4年に1度しかないこの舞台にかけてきた選手たちの努力と活躍はテレビを通じてやはり感動的で、彼らの姿をみていると、1年の延期はあったものの、開催できて、本当によかったねと。

子どもたちにとっては、田舎に帰って親戚に会ったり自然の中で走り回ることすらままならない夏。緊急事態宣言下における活動制約などをみても、コロナ禍のなかで音楽、スポーツ、旅など文化的要素は不要不急に分類されがちな印象を受けますが、こんな状況だからこそ、人と共感しあえる機会を大事にしたいなと、あらためて思う夏でした。

(文・写真) 田宮代子



「アンダー・ザ・シー」の演奏に登壇した我が家のイルカとビオラ質

命はじゅんぐり

愛知県新城市で「有機循環型農業」を実践する松沢さんは、ゴルフ場反対運動や自然保護活動にも熱心に取り組まれています。「子供に好かれる卵」シリーズ（全7回）をご執筆くださり、今回は第2回目です。第1回目は基金通信88号（2021年2月25日発行）に掲載しております。

子供に好かれる卵 ② 鶏は緑餌が好き

基本的に動物は心身の糧として必要な食べ物は、おいしいと感じ好んで食べる。逆に毒物は間違っって口にしてみても不味と感じペッと吐き出す。特に山羊などを見ていると人が誤って緑餌に混入したり、遊びに来た子供たちが毒草を採って与えても、ものの見事に食べない。誰も教えていないのに！

でも考えてみれば、臭い、味、外観などの食感覚が悪かったら、食中毒死ですぐに種が途絶えてしまうはずで。人間だけが異様な食行動をできるのは、学習し伝える能力に長けているからでしょう。体力的な弱さを集団行動でカバーしてきた人類の社会性に依るところも大きそうだ。

鶏の話に戻すと、実は、鶏は新鮮な緑餌が大好きです。工業的大規模養鶏で新鮮な緑餌が与えられないのは、量の確保とコンベヤー給餌が難しいからです。人工培養の乾燥クロレラを入れることもあるようだが、鮮度と量と好みで必要を満たされない。卵の質には餌の質がもろに反映する。元来卵の黄身の色は餌に含まれる黄色色素のキサントフィル類や赤色のβカロチン等に由来する。黄や赤の色素を多く含む緑餌をたくさん食べる鶏の卵は、濃い黄色か橙色がかかった黄身となる。そこで黄身の色濃い方が一般的に好まれるからと、緑餌をやらないのに色調調整剤で見た目の改良を計る養鶏法が生まれた。安価なのに色の濃い黄身の卵が市に多い理由。

でも鶏は卵の黄身の色を濃くしたくて緑餌を好んで食べるのではなく、新鮮な緑餌に含まれるビタミン類やミネラル類を多く摂る必要にかられての食行動である。何しろミクロの一受精卵細胞からヒヨコになって孵化するまでの、生長と生命維持に必要な栄養分を全部卵殻の中に備え置かなければならないのだから。だからこそ人間にとっても栄養バランスの良い理想的な食品なのです。黄身の色はそうした必要を満たす食の結果である。もうおわかりですね。新鮮な緑餌を与えず、色調調整剤で消費者の購買欲を高める養鶏法は本末転倒である。「鶏も百姓も消費者も幸せで持続可能な社会」を切望する百姓の視点で見ると、消費者を騙し鶏を不幸にする「良からぬ養鶏法」である。

福津農園では鶏の食欲を満たせる緑餌給与を心がけている。300羽弱の鶏に対し米糠16kg、くず米4kg、マイロ2kg、カキガラ0.8kg、魚粉0.5kgの発酵穀類飼料に対し、毎朝採りたての緑餌を穀物と等重量程（成鶏1羽当り約100gが目安。緑餌の種類で変わる）与える。それでも夕方には食べ尽くして、鶏舎まわりの草を採って与えると競って食べるほど。

卵黄の色はさわやかな黄色で、市販卵特有の臭いもなく、特に味覚の鋭い子供にも好評です。

緑餌はできれば根つきのまま、それが無理でも、嘴(くちばし)でつつきむしって食べられる状態が良い。ホテイアオイのような完全根つきの植物も跡形なく完食する。根回りの腐植や土も好んで食べます。大量の葉つき大根を与えると穀物食を残すほど食べる。緑餌も乾くと急に食欲が落ちる。新鮮な緑餌にはビタミンなどの栄養素が豊富なことは言うまでもない。どんな高価高級飼料を与えられても、新鮮な緑餌を食べられない鶏は可哀想。その付けは消費者や社会へと回っていく。

（文）福津農園 松沢政満



Fund for
the Rights
of Nature



「自然の権利」基金

ひとつの地球！
ともにある仲間たち！

「自然の権利」基金通信 vol.90

〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町15-19 学校法人秋田学園名駅ビル2階

TEL. 052-459-1752 FAX. 052-459-1751

E-mail shizennoekenri@green-justice.com URL <http://www.f-rn.org/>

【振替口座】01070-6-31179 一般社団法人自然の権利基金 シヤ) シゼンノケンリキキン